

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月1日
【届出者の氏名又は名称】	ソフトバンクモバイル株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	財務経理本部長 内藤 隆志
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ソフトバンクモバイル株式会社 (東京都港区東新橋一丁目9番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ソフトバンクモバイル株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成25年3月25日開催の取締役会において、当社の最終親会社であるソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）並びにその子会社及び関連会社（以下「ソフトバンクグループ」といいます。）の経営戦略の一環として、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得することにより、グローバルなコンテンツ戦略として対象者との関係強化を企図して、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏は、対象者の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表取締役を務める、対象者の第2位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社である株式会社ハーティス（所有株式数（注1）：213,080株、所有割合（注2）：18.50%、以下「ハーティス」といいます。）との間で、平成25年4月1日付で対象者株式に関し、「質権実行の猶予に係る議決権の行使に関する覚書」（以下「本覚書」といいます。）を締結しているとのことです。本覚書においては、孫正義氏が取締役を務め、その資産管理会社である有限会社孫ホールディングス（以下「孫ホールディングス」といいます。）から、ハーティス所有の対象者株式に係る質権実行の猶予を受けるために、ハーティスは、平成25年4月1日を効力発生日として、対象者の株主総会において孫正義氏の指図するところに従ってその所有する全ての対象者株式に係る議決権を行使する旨を合意しているとのことです。この点、ソフトバンクは平成26年3月期第1四半期から国際財務報告基準（IFRS）を適用しており、その結果、本覚書の効力発生により、ソフトバンクが全ての議決権を所有するソフトバンクBB株式会社（所有株式数：387,440株、所有割合：33.63%、以下「ソフトバンクBB」といいます。）及びソフトバンクと緊密な関係がある孫正義氏と合わせて、対象者株式の議決権の過半数（ソフトバンクBB及びハーティスの所有株式数の合計600,520株に係る議決権：600,520個、議決権所有比率（注3）：52.13%）を占めることになるため、対象者はソフトバンクの連結対象となっております（注4）。

当社は、本公開買付けに際し、対象者の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表社員を務める対象者の第3位の大株主であるアジアグループ合同会社（以下「アジアグループ」といいます。）（所有株式数：166,710株、所有割合：14.47%）との間で、平成25年3月25日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約書」といいます。）を締結し、アジアグループが所有する対象者株式（以下「アジアグループ所有株式」といいます。）の一部である73,400株（所有割合：6.37%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約書の内容については、下記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約書」をご参照ください。本公開買付けは、現在、当社は対象者株式を所有していないものの、当社の特別関係者の株券等所有割合（法第27条の2第8項に定義するものをいいます。）が既に3分の1を超えているため、法第27条の2第1項第2号により、当社による対象者株式の買付けについては公開買付けの手續に従う必要があることを受けて実施するものであります。なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、応募合意株主であるアジアグループと当社の間で行われた協議・交渉を経て決定した価格です。本公開買付けについては、アジアグループ所有株式の一部の応募を前提として行われ、また、当社は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることを理由として、買付予定の株券等の数につき、アジアグループと合意した応募株式数と同数である73,400株（所有割合：6.37%）を買付予定数の上限として設定しております。そのため、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（73,400株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（73,400株）以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、対象者が平成25年3月25日に公表した「ソフトバンクモバイル株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、当社が対象者の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、ゲーム開発会社としての対象者の独立性が尊重されるとともに、現経営体制（役員構成）がそのまま維持されることから、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、決議に出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、当社と応募合意株主であるアジアグループとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である孫泰蔵氏は、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏の指図するところに従って対象者株式の議決権を行使する旨を本覚書において合意しているハーティスの代表取締役を務めているため、また、大庭則一氏は、当社の最終親会社に当たるソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役7名のうち上記2名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（注1）対象者が平成25年2月14日に公表した「株式分割および定款一部変更に関するお知らせ」（以下「対象者株式分割プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は平成25年4月1日を効力発生日として1株につき10株の割合をもって株式分割（以下「対象者株式分割」といいます。）を行うことを決定したとのことです。このため、本書中の対象者株式の数については、原則として、対象者株式分割前の株式数に10を乗じて算出し、対象者株式分割後の株式数に換算した数値（以下「対象者株式分割後株式数」といいます。）で記載しており、対象者株式分割前の株式数と対象者株式分割後株式数を併記する場合には、対象者株式分割後株式数についてその旨を明記しております。

（注2）「所有割合」とは、対象者が平成25年3月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（114,981株）に10を乗じて算出された株式数（1,149,810株）に、同有価証券報告書に記載された対象者の平成16年5月17日開催の臨時株主総会決議及び平成16年6月21日開催の臨時取締役会決議に基づき平成16年7月30日に発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）の平成24年12月31日現在の数（44個）の目的となる対象者株式の数（220株）に10を乗じて算出された株式数（2,200株）を加算した数（1,152,010株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。）。

（注3）「議決権所有比率」は、対象者が平成25年3月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（114,981株、対象者株式分割後株式数：1,149,810株）に、同有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の第1回新株予約権の数（44個）の目的となる対象者株式の数（220株、対象者株式分割後株式数：2,200株）を加算した数（115,201株、対象者株式分割後株式数：1,152,010株）を基にして、対象者株式分割後株式数（1,152,010株）に係る議決権の数（1,152,010個）を分母として計算しております。

(注4) 本公開買付けが成立した場合、ソフトバンクが全ての議決権を所有する当社及びソフトバンク B B (所有株式数: 387,440株、所有割合: 33.63%) が対象者株式合計460,840株 (所有割合: 40.00%) を所有することとなり、上記本覚書の効力発生により、ソフトバンクと緊密な関係がある孫正義氏と合わせて、ソフトバンクは、対象者株式の議決権の過半数 (当社、ソフトバンク B B 及びハーティスの所有株式数の合計673,920株に係る議決権: 673,920個、議決権所有比率: 58.50%) を占めることになるため、日本の会計基準 (J G A A P) を適用した場合においても、対象者は実質支配力基準によりソフトバンクの連結対象に該当することとなります。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、ソフトバンクグループの経営理念である「情報革命で人々を幸せに」の下、携帯電話サービス及び同サービスに付随する携帯電話端末等の販売を行う移動体通信事業を営んでおります。当社並びにその子会社及び関連会社 (以下「当社グループ」といいます。) は、ソフトバンクグループが掲げている「平成28年度に国内事業で連結営業利益 1 兆円を創出する」という目標達成のための重要な役割を担っており、戦略として「モバイルインターネットNo. 1」を目指し、通話品質の向上はもちろん、お客さまにモバイルインターネットをより快適に、より楽しんでいただけるよう、携帯電話ネットワークの増強・構築、携帯電話端末の充実、モバイルコンテンツの強化及び営業体制の強化等に取り組んでおります。平成24年には当社とイー・アクセス株式会社との業務提携や、ソフトバンクが米国スプリント・ネクステル・コーポレーションの戦略的買収 (子会社化) の意思決定を行い、世界最大級の「モバイルインターネットカンパニー」としての事業基盤を確立するための様々な取組みを推進してまいりました。

一方、対象者は平成10年にソフトバンクと米国オンセール社 (ONSALE, Inc.) が設立した合弁会社「オンセール株式会社」を起源とし、ソフトバンク B B (所有株式数: 387,440株、所有割合: 33.63%) が筆頭株主となり、その最終親会社であるソフトバンクの持分法適用関連会社であります。現在は主に自社で企画・開発したオンラインゲーム及びライセンス使用許諾を受けた他社開発ゲームコンテンツの配信・運営 (PCオンライン事業)、並びに家庭用ゲーム機、携帯型ゲーム専用機、スマートフォン (高機能携帯電話) 向けのゲームソフト・ゲームコンテンツの自社企画・開発・販売・配信 (モバイルコンシューマ事業) 等を行っております。近年のスマートフォンが世界規模で普及・拡大し、様々な端末がインターネットに接続されるなど、市場の変化に柔軟に取り組むことが求められる中、対象者並びにその子会社及び関連会社 (以下「対象者グループ」といいます。) は経営方針として「新規価値の創造」と「既存価値の最大化」を掲げ、世界一のエンターテインメント企業を目指して事業を拡大してきたとのことです。そして、身近にある様々な端末のオンライン化が加速度的に進み、従来ゲームに参加していなかった非ユーザー層がゲームに参加し始め、ゲーム人口がさらに拡大を続けていくことが予想され、対象者グループは近年特にスマートフォンの世界規模の普及と市場の拡大を注視し、スマートフォンゲームの企画・開発・配信に注力してきたとのことです。

日本国内では今後5年間で、スマートフォンの契約者数が3倍以上に、タブレット端末の販売台数が6倍近くになると予想されており(注1)、インターネットにアクセスするための手段は世界的な流れとしてパソコンからこれらのモバイル端末へシフトしていくとみられます。それと同時に、移動体通信業界におきましては、料金サービス競争の高まりやスマートフォンを中心とする高機能携帯電話端末の多様化等から、ますます事業者間競争が激化していくと予想されます。こうした背景から、移動体通信業界においては、ネットワークの更なる増強や、スマートフォンとタブレット端末の品揃えの充実、クラウドサービスの拡充、イーコマース等各種サービスのモバイル端末への最適化はもとより、動画・電子書籍・ゲームといったモバイルコンテンツの拡充が求められるようになってまいりました。魅力的なサービス・コンテンツは、それ自体で大きな収益を得ることができ、移動体通信サービスの差別化に際して重要な要素となり、データ通信料収入の更なる増加につながっていくと当社は考えております。

このような環境の下、当社は、当社グループのスマートフォンを軸とした開発力・インフラと、対象者グループのスマートフォンゲームにおける企画力・制作力を組み合わせることで一層のモバイルコンテンツの充実化を実現し、移動体通信事業運営の効率化と更なる収益性・競争力の向上を図ることが急務であり、そのためには移動体通信事業を担う存在としての当社と対象者との間で新たに直接的な資本関係の構築を図るべきとの判断に至りました。また、当社だけではなく、インターネットを事業基盤とするソフトバンクグループとしても、オンライン化が進むあらゆる端末を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市場の様々なニーズに応じたコンテンツの拡充及びソフトバンクグループとしてのコンテンツ発信力強化を図るため、対象者との資本関係強化が必要であるとの判断に至りました。

また、ソフトバンクグループは、対象者との資本関係を強化することで、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、オンラインゲーム、スマートフォンゲームの販売チャネルの拡大と収益拡大に資すると同時に、これらによって対象者並びに当社及びソフトバンクグループ全体の収益基盤強化と企業価値向上が可能になると考えております。

このような状況の中、当社は平成25年2月下旬より対象者との間で本公開買付けの実施について協議を開始し、その後複数回に亘り協議を重ねました。その結果、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことで、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場での更なる成長を期待できることから、対象者ひいては当社及びソフトバンクグループのより一層の収益基盤強化と企業価値の向上が可能になるとの結論に至り、平成25年3月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、対象者株式の市場株価の終値平均を参考に、当社と応募合意株主であるアジアグループとの間で合意できる価格をもって決定する方針を採用しました。その上で、対象者株式がJASDAQ市場に上場していることを勘案し、対象者の平成24年12月期の決算発表の翌日である平成25年2月15日から平成25年3月22日までの対象者株式の終値単純平均（3,402,760円、小数点以下を切捨て、終値単純平均の算出において以下同様に計算しております。対象者株式分割希薄化後株価（注2）では340,276円、小数点以下を四捨五入し、対象者株式分割希薄化後株価の算出において以下同様に計算しております。）を参照しつつ、当社及びアジアグループとの間で協議・交渉を行った結果、最終的に平成25年3月25日に本公開買付価格を340,276円（注3）と決定しました。

本公開買付価格である340,276円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年3月22日の対象者株式のJASDAQ市場における終値（4,620,000円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（462,000円）に対して26.35%（小数点以下第三位を四捨五入。ディスカウント又はプレミアムの値の算出において以下同様に計算しております。）ディスカウントした価格、同日までの過去1ヶ月間（平成25年2月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（3,676,789円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（367,679円）に対して7.45%ディスカウントした価格、同過去3ヶ月間（平成24年12月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（2,206,438円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（220,644円）に対して54.22%のプレミアムを加えた価格、同過去6ヶ月間（平成24年9月24日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（1,312,277円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（131,228円）に対して159.30%のプレミアムを加えた価格にそれぞれ相当します。

また、本公開買付価格は、対象者株式分割に係る権利落ち後である本書提出日の前営業日の平成25年3月29日の対象者株式のJASDAQ市場における終値（396,500円）に対して14.18%ディスカウントした価格に相当します。なお、当社は、当社の最終親会社であるソフトバンクが全ての議決権を所有しているソフトバンクBBが対象者株式387,440株（所有割合：33.63%）を所有することにより、ソフトバンクの持分法適用関連会社として相当程度に把握している対象者の事業に関する情報を踏まえて当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断したため、当社は本公開買付価格を決定する際に、第三者算定機関による算定書を取得しておりません。

また、本公開買付け後の経営方針としては、当社は、対象者の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価するものであり、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発が維持されるとの判断から、経営の自主性及び独立性を最大限尊重し、対象者の優れた創造性と開発力を活かす所存ですので、対象者の役員構成につきましては現状を維持いたします。双方のシナジー効果を最大限に発揮する具体的な協業内容については今後対象者と協議・検討していく予定です。

（注1）モバイルコンピューティング推進コンソーシアムの予測（平成23年11月25日付「スマートフォン/タブレット市場の中期予測について」参照）
平成23年4月から平成24年3月までの1年間と平成28年4月から平成29年3月までの1年間の予測を比較しております。

(注2)「対象者株式分割希薄化後株価」とは、対象者株式分割により平成25年4月1日を効力発生日として対象者株式が1株につき10株の割合をもって分割されているため、対象者株式分割前の対象者株式に係る市場株価を10で除して算出した数値に相当します。

(注3)対象者が、対象者株式分割により平成25年4月1日を効力発生日として対象者株式を1株につき10株の割合をもって分割しているため、本公開買付価格は対象者株式分割による希薄化の効果を勘案した金額としております。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者から独立したアンダーソン・毛利・友常法律事務所を法務アドバイザーに選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのこと。なお、対象者は本公開買付けの検討以前からアンダーソン・毛利・友常法律事務所に法務アドバイスを依頼しており、本公開買付けの検討に当たり、法務アドバイザーを変更した事実はないとのこと。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者はアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を得ながら、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、(a)当社が対象者の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、(b)ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、(c)ゲーム開発会社としての対象者の独立性が尊重されるとともに、現経営体制(役員構成)がそのまま維持されることから、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、平成25年3月25日開催の取締役会において、決議に出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのこと。一方で、本公開買付価格に関しては、当社と応募合意株主であるアジアグループとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのこと。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である孫泰蔵氏は、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏の指図するところに従って対象者株式の議決権を行使する旨を本覚書において合意しているハーティスの代表取締役を務めているため、また、大庭則一氏は、当社の最終親会社に当たるソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役7名のうち上記2名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意

本応募契約書

当社は、本公開買付けに際し、対象者の第3位の大株主であるアジアングループとの間で、平成25年3月25日付で本応募契約書を締結し、アジアングループ所有株式の一部（73,400株、所有割合：6.37%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、アジアングループ所有株式の一部である73,400株は、本公開買付けにおける買付予定数の上限（73,400株）と同数となっております。本公開買付けにおいてアジアングループ以外の対象者の株主による応募があった場合にはアジアングループが本応募契約書において応募することを企図するアジアングループ所有株式の一部（73,400株）につき、全ての売却は実現しないこととなりますが、その場合、アジアングループはあん分比例によりアジアングループに返還される対象者株式について、本公開買付け終了後も、引き続き継続所有する意向を有しているとのことです。また、アジアングループは、本公開買付けに応募しないアジアングループ所有株式（93,310株、所有割合：8.10%）については、本公開買付け終了後も引き続き継続所有する意向を有しているとのことです。なお、かかる応募についての前提条件は存在しません。

本覚書

当社の最終親会社であるソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏は、対象者の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表取締役を務める、対象者の第2位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社であるハーティスとの間で、平成25年4月1日付で本覚書を締結し、ハーティスが、孫ホールディングスからハーティス所有の対象者株式に係る質権実行の猶予を受けるために、平成25年4月1日を効力発生日として、対象者の株主総会において孫正義氏の指図するところに従ってその所有する全ての対象者株式に係る議決権を行使する旨を合意しているとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

当社は、現時点において、本公開買付け終了後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、J A S D A Q市場に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は73,400株（所有割合：6.37%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、対象者株式は、本公開買付け終了後も引き続きJ A S D A Q市場における上場が維持される予定です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年4月1日(月曜日)から平成25年4月26日(金曜日)まで(20営業日)
公告日	平成25年4月1日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年5月15日(水曜日)までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 ソフトバンクモバイル株式会社
 東京都港区東新橋一丁目9番1号
 03(6889)6324
 財務部 清水 哲也

確認受付時間 平日 9時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金340,276円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券()	
株券等預託証券()	
算定の基礎	当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、対象者株式の市場株価の終値平均を参考に、当社と応募合意株主であるアジアングループとの間で合意できる価格をもって決定する方針を採用しました。その上で、対象者株式がJASDAQ市場に上場していることを勘案し、対象者の平成24年12月期の決算発表の翌日である平成25年2月15日から平成25年3月22日までの対象者株式の終値単純平均(3,402,760円、対象者株式分割希薄化後株価では340,276円)を参照しつつ、当社及びアジアングループとの間で協議・交渉を行った結果、最終的に平成25年3月25日に本公開買付価格を340,276円と決定しました。

	<p>本公開買付価格である340,276円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年3月22日の対象者株式のJASDAQ市場における終値(4,620,000円)に基づく対象者株式分割希薄化後株価(462,000円)に対して26.35%ディスカウントした価格、同日までの過去1ヶ月間(平成25年2月25日から平成25年3月22日まで)の終値単純平均(3,676,789円)に基づく対象者株式分割希薄化後株価(367,679円)に対して7.45%ディスカウントした価格、同過去3ヶ月間(平成24年12月25日から平成25年3月22日まで)の終値単純平均(2,206,438円)に基づく対象者株式分割希薄化後株価(220,644円)に対して54.22%のプレミアムを加えた価格、同過去6ヶ月間(平成24年9月24日から平成25年3月22日まで)の終値単純平均(1,312,277円)に基づく対象者株式分割希薄化後株価(131,228円)に対して159.30%のプレミアムを加えた価格にそれぞれ相当します。</p> <p>また、本公開買付価格は、対象者株式分割に係る権利落ち後である本書提出日の前営業日の平成25年3月29日の対象者株式のJASDAQ市場における終値(396,500円)に対して14.18%ディスカウントした価格に相当します。なお、当社は、当社の最終親会社であるソフトバンクが全ての議決権を所有しているソフトバンクBBが対象者株式387,440株(所有割合:33.63%)を所有することにより、ソフトバンクの持分法適用関連会社として相当程度に把握している対象者の事業に関する情報を踏まえて当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断したため、当社は本公開買付価格を決定する際に、第三者算定機関による算定書を取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>日本国内では今後5年間で、スマートフォンの契約者数が3倍以上に、タブレット端末の販売台数が6倍近くになると予想されており、インターネットにアクセスするための手段は世界的な流れとしてパソコンからこれらのモバイル端末へシフトしていきとみられます。それと同時に、移動体通信業界におきましては、料金サービス競争の高まりやスマートフォンを中心とする高機能携帯電話端末の多様化等から、ますます事業者間競争が激化していくと予想されます。こうした背景から、移動体通信業界においては、ネットワークの更なる増強や、スマートフォンとタブレット端末の品揃えの充実、クラウドサービスの拡充、イーコマース等各種サービスのモバイル端末への最適化はもとより、動画・電子書籍・ゲームといったモバイルコンテンツの拡充が求められるようになってまいりました。魅力的なサービス・コンテンツは、それ自体で大きな収益を得ることができる上、移動体通信サービスの差別化に際して重要な要素となり、データ通信料収入の更なる増加につながっていくと当社は考えております。</p> <p>このような環境の下、当社は、当社グループのスマートフォンを軸とした開発力・インフラと、対象者グループのスマートフォンゲームにおける企画力・制作力を組み合わせることで一層のモバイルコンテンツの充実化を実現し、移動体通信事業運営の効率化と更なる収益性・競争力の向上を図ることが急務であり、そのためには移動体通信事業を担う存在としての当社と対象者との間で新たに直接的な資本関係の構築を図るべきとの判断に至りました。また、当社だけではなく、インターネットを事業基盤とするソフトバンクグループとしても、オンライン化が進むあらゆる端末を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市場の様々なニーズに応じたコンテンツの拡充及びソフトバンクグループとしてのコンテンツ発信力強化を図るため、対象者との資本関係強化が必要であるとの判断に至りました。</p>

また、ソフトバンクグループは、対象者との資本関係を強化することで、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、オンラインゲーム、スマートフォンゲームの販売チャネルの拡大と収益拡大に資すると同時に、これらによって対象者並びに当社及びソフトバンクグループ全体の収益基盤強化と企業価値向上が可能になると考えております。

このような状況の中、当社は平成25年2月下旬より対象者との間で本公開買付けの実施について協議を開始し、その後複数回に亘り協議を重ねました。その結果、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことで、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場での更なる成長を期待できることから、対象者ひいては当社及びソフトバンクグループのより一層の収益基盤強化と企業価値の向上が可能になるとの結論に至り、平成25年3月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、対象者株式の市場株価の終値平均を参考に、当社と応募合意株主であるアジアグループとの間で合意できる価格をもって決定する方針を採用しました。その上で、対象者株式がJASDAQ市場に上場していることを勘案し、対象者の平成24年12月期の決算発表の翌日である平成25年2月15日から平成25年3月22日までの対象者株式の終値単純平均（3,402,760円、対象者株式分割希薄化後株価では340,276円）を参照しつつ、当社及びアジアグループとの間で協議・交渉を行った結果、最終的に平成25年3月25日に本公開買付価格を340,276円と決定しました。

本公開買付価格である340,276円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年3月22日の対象者株式のJASDAQ市場における終値（4,620,000円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（462,000円）に対して26.35%ディスカウントした価格、同日までの過去1ヶ月間（平成25年2月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（3,676,789円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（367,679円）に対して7.45%ディスカウントした価格、同過去3ヶ月間（平成24年12月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（2,206,438円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（220,644円）に対して54.22%のプレミアムを加えた価格、同過去6ヶ月間（平成24年9月24日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（1,312,277円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（131,228円）に対して159.30%のプレミアムを加えた価格にそれぞれ相当します。

また、本公開買付価格は、対象者株式分割に係る権利落ち後である本書提出日の前営業日の平成25年3月29日の対象者株式のJASDAQ市場における終値（396,500円）に対して14.18%ディスカウントした価格に相当します。なお、当社は、当社の最終親会社であるソフトバンクが全ての議決権を所有しているソフトバンクBBが対象者株式387,440株（所有割合：33.63%）を所有することにより、ソフトバンクの持分法適用関連会社として相当程度に把握している対象者の事業に関する情報を踏まえて当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断したため、当社は本公開買付価格を決定する際に、第三者算定機関による算定書を取得しておりません。

(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者から独立したアンダーソン・毛利・友常法律事務所を法務アドバイザーに選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。なお、対象者は本公開買付けの検討以前からアンダーソン・毛利・友常法律事務所に法務アドバイスを依頼しており、本公開買付けの検討に当たり、法務アドバイザーを変更した事実はないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者はアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を得ながら、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、(a)当社が対象者の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、(b)ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、(c)ゲーム開発会社としての対象者の独立性が尊重されるとともに、現経営体制(役員構成)がそのまま維持されることから、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、平成25年3月25日開催の取締役会において、決議に出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、当社と応募合意株主であるアジアグループとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である孫泰蔵氏は、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏の指図するところに従って対象者株式の議決権を行使する旨を本覚書において合意しているハーティスの代表取締役を務めているため、また、大庭則一氏は、当社の最終親会社に当たるソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役7名のうち上記2名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名(うち社外監査役3名)全員が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
73,400 (株)	(株)	73,400 (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(73,400株)以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(73,400株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 公開買付期間の末日までに、第1回新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式も本公開買付けの対象となります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	73,400
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月1日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月1日現在)(個)(g)	600,520
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)	114,981
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	6.37
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	58.50

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(73,400株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月1日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても対象となるため、当該特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は58.50%を下回ることとなります。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成25年3月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、第1回新株予約権の行使により発行される対象者株式も本公開買付けの対象となるため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(114,981株、対象者株式分割後株式数:1,149,810株)に、同有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の第1回新株予約権の数(44個)の目的となる対象者株式の数(220株、対象者株式分割後株式数:2,200株)を加算した数(115,201株、対象者株式分割後株式数:1,152,010株)を基にして、対象者株式分割後株式数(1,152,010株)に係る議決権の数(1,152,010個)を「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されま

す。

- (注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について
対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。
- (注2) 本人確認書類について
公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。
- 個人・・・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。
 - 法人・・・・・・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。
法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。
 - 外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2))が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。
 - (1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。
 - (2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
 - (3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。
- (注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	24,976,258,400
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	29,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a)+(b)+(c)	25,009,258,400

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(73,400株)に、本公開買付価格(1株当たり340,276円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
普通預金	116,262,159
計(a)	116,262,159

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

116,262,159千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年5月7日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成25年5月21日(火曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（73,400株）以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（73,400株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとし、但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合はいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
昭和61年12月	日本国有鉄道の分割民営化に伴い鉄道通信株式会社を設立
昭和62年3月	第一種電気通信事業許可を取得
昭和62年4月	日本国有鉄道から基幹通信網を承継し、電話サービス・専用サービスの営業開始
平成元年5月	(旧)日本テレコム株式会社と合併、日本テレコム株式会社に商号変更(注1)
平成3年7月	株式会社東京デジタルホン(関連会社)を設立し、携帯・自動車電話事業に参入
平成6年4月	株式会社東京デジタルホンによる携帯・自動車電話サービスの営業開始
平成6年9月	東京証券取引所市場第二部、大阪証券取引所市場第二部に上場
平成8年9月	東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部銘柄に指定
平成9年2月	株式会社デジタルツーカー四国(関連会社)の開業をもって、携帯・自動車電話事業の全国展開完了
平成9年10月	日本国際通信株式会社(ITJ)と合併
平成10年11月	次世代携帯電話システム「IMT-2000」の事業性を調査する株式会社アイエムティ二千企画(関連会社)を設立
平成11年4月	ブリティッシュ・テレコミュニケーションズPLC(BT)、AT&T CORP.(AT&T)と包括的提携契約を締結
平成11年10月	株式会社東京デジタルホン等デジタルホン3社、株式会社デジタルツーカー四国等デジタルツーカー6社の計9社が、各称号を変更(「J-フォン9社」)(注2)
平成12年2月	株式会社アイエムティ二千企画を子会社化
平成12年5月	J-フォン9社を子会社化
平成12年10月	J-フォン9社をジェイフォン東日本株式会社(子会社)、ジェイフォン東海株式会社(子会社)、フェイフォン西日本株式会社(子会社)に合併再編
平成13年7月	BT、AT&Tとの包括的提携契約を解消
平成13年10月	ボーダフォン・グループPlcの間接保有の子会社であるボーダフォン・インターナショナル・ホールディングスB.V.及びフロッグホールB.V.(平成13年12月にボーダフォン・インターナショナル・ホールディングスB.V.と合併)が実施した当社株式の公開買付の結果、同社は、当社株式の66.7%を保有し、当社の親会社となる
平成13年11月	ジェイフォン株式会社(子会社)、ジェイフォン東日本株式会社、ジェイフォン東海株式会社、ジェイフォン西日本株式会社の4社をジェイフォン株式会社(連結子会社)に合併再編
平成14年7月	会社分割により株式会社ジャパン・システム・ソリューション(子会社)を設立し、移動体通信事業におけるシステム・ソリューション事業を承継、会社分割により株式会社テレコム・エクスプレス(子会社)を設立し、携帯電話端末の販売代理店事業を承継
平成14年8月	持株会社体制に移行し、日本テレコムホールディングス株式会社に商号変更するとともに、会社分割により日本テレコム株式会社(子会社)を設立(注3)
平成15年6月	委員会(等)設置会社に移行
平成15年10月	ジェイフォン株式会社が(旧)ボーダフォン株式会社に商号変更
平成15年11月	日本テレコム株式会社の全株式を売却
平成15年12月	ボーダフォンホールディングス株式会社に商号変更
平成16年7月	ボーダフォン・インターナショナル・ホールディングスB.V.(親会社)が実施した当社株式の公開買付の結果、同社が保有する当社株式の持株比率が96.1%となる
平成16年10月	(旧)ボーダフォン株式会社と合併、ボーダフォン株式会社に商号変更
平成17年8月	東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部上場廃止

年月	事項
平成18年4月	ソフトバンク株式会社の間接保有の子会社であるBBモバイル株式会社が実施した当社株式の公開買付の結果、同社は当社株式の97.6%を保有し、当社の親会社となる。また、BBモバイル株式会社は、当社の株主であるメトロフォン・サービス株式会社（平成18年8月にBBモバイル株式会社と合併）の全株式を取得した結果、同社が保有する当社株式の持株比率が99.5%となる
平成18年8月	BBモバイル株式会社（親会社）を完全親会社とする株式交換により、同社の100%子会社となる
平成18年10月	ソフトバンクモバイル株式会社に商号変更
平成19年6月	委員会設置会社から監査役（会）設置会社にガバナンス体制を変更
平成22年4月	株式会社ジャパン・システム・ソリューション（連結子会社）、他2社（子会社）と合併

（注）1. 合併会社である鉄道通信株式会社は、被合併会社である日本テレコム株式会社と平成元年5月1日付で合併し、商号を「日本テレコム株式会社」に変更いたしました。なお、合併前の「日本テレコム株式会社」と合併後の「日本テレコム株式会社」との区別を明確にするため、合併前の会社名は（旧）の文字を付しております。

（旧）日本テレコム株式会社の沿革は次のとおりであります。

昭和59年10月 （旧）日本テレコム株式会社を設立
昭和60年6月 第一種電気通信事業許可を取得

2. ジェイフォン東京株式会社、ジェイフォン関西株式会社、ジェイフォン東海株式会社、ジェイフォン九州株式会社、ジェイフォン中国株式会社、ジェイフォン東北株式会社、ジェイフォン北海道株式会社、ジェイフォン北陸株式会社、ジェイフォン四国株式会社
3. 日本テレコム株式会社は、平成18年10月1日付で商号を「ソフトバンクテレコム株式会社」に変更いたしました。また、同社は、平成19年2月1日付でソフトバンクテレコム販売株式会社との合併により消滅し、ソフトバンクテレコム販売株式会社は、商号を「ソフトバンクテレコム株式会社」に変更しております。
4. 合併会社であるボーダフォンホールディングス株式会社は、被合併会社であるボーダフォン株式会社と平成16年10月1日付で合併し、商号を「ボーダフォン株式会社」に変更いたしました。なお、合併前の「ボーダフォン株式会社」と合併後の「ボーダフォン株式会社」との区別を明確にするため、合併前の会社名は（旧）の文字を付しております。

（旧）ボーダフォン株式会社の沿革は次のとおりであります。

平成10年11月 株式会社アイエムティ二千企画を設立
平成12年4月 ジェイフォン株式会社に商号変更
平成12年5月 J-フォン9社の持株会社に移行
平成12年10月 J-フォン9社を、ジェイフォン東日本株式会社、ジェイフォン東海株式会社、ジェイフォン西日本株式会社に合併再編
平成13年11月 ジェイフォン東日本株式会社、ジェイフォン東海株式会社、ジェイフォン西日本株式会社と合併
平成15年10月 （旧）ボーダフォン株式会社に商号変更

【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

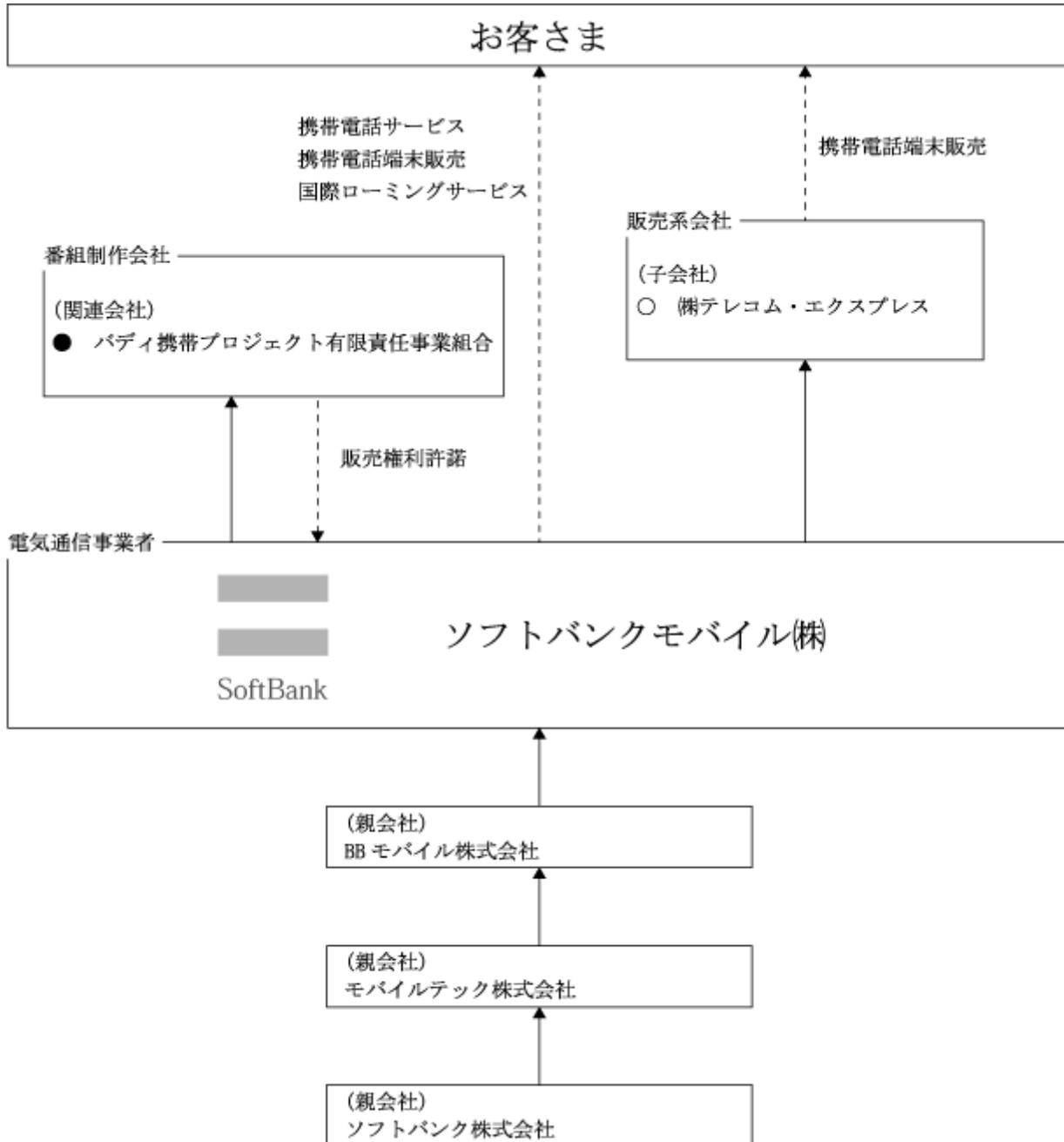
当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 移動体通信事業
2. 移動体通信市場に関する調査研究及びその受託
3. 移動体通信技術に関する調査研究及びその受託
4. 電気通信に関するソフトウェアの制作及び販売
5. 電気通信設備及びこれに附帯する設備の工事及びその請負
6. 電気通信設備の保守業務の受託
7. 移動体通信に係る電気通信用品及びシステムの保守及び販売
8. 電気通信に係る設備の賃貸
9. 通信機器の販売
10. 前各号に関するコンサルティング業務
11. 電気通信回線利用加入者の募集及びその利用権販売促進に関する代理店業
12. 損害保険代理店業
13. 金融業
14. 信用購入あっせん業
15. 古物の売買業
16. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営、電気の供給及び販売並びに自然エネルギー等による発電装置の販売及び賃貸借等に関する業務
17. 前記各号の業務を目的とした会社の株式を所有することにより当該会社の事業を行うこと
18. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

2) 事業の内容

当社グループは、移動体通信事業を営んでおり、その事業内容は携帯電話サービス及び同サービスに付随する携帯電話端末等の販売であります。また、当該事業以外に事業の種類がない単一事業のため、セグメントに関する記載を省略しております。

平成25年4月1日現在の子会社数は1社、関連会社数は1社であります。
事業系統図は次のとおりであります。



1. ○は子会社です。 2. ●は関連会社です。 3. サービスの流れ -----> 4. 資本の流れ ----->

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年4月1日現在

資本金の額	発行済株式の総数
177,251百万円	5,427,893株

【大株主】

平成25年4月1日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
B B モバイル株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	5,427,893	100.00
計		5,427,893	100.00

なお、普通株式及び優先株式ごとの大株主の状況は、以下のとおりです。

(イ)普通株式

平成25年4月1日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	種類ごとの発行済 株式の総数に対す る所有株式の数の 割合(%)
B B モバイル株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	4,092,122	100.00
計		4,092,122	100.00

(ロ)優先株式

平成25年4月1日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	種類ごとの発行済 株式の総数に対す る所有株式の数の 割合(%)
B B モバイル株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	1,335,771	100.00
計		1,335,771	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年4月1日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数(株)
取締役社長 兼 CEO (代表取締役)		孫 正義	昭和32年8月11日 生	昭和56年9月 株式会社日本ソフトバンク(現 ソフトバンク株式会社)設立、代表取締役社長 昭和58年4月 同社代表取締役会長 昭和61年2月 同社代表取締役社長(現任) 平成8年1月 ヤフー株式会社代表取締役社長 平成8年7月 同社取締役会長(現任) 平成13年6月 ビー・ビー・テクノロジー株式会社(注1)代表取締役社長 平成16年2月 同社代表取締役社長 兼 CEO(現任) 平成16年7月 日本テレコム株式会社(注2)取締役 役会議長 平成16年9月 B Bモバイル株式会社代表取締役社長(現任) 平成18年4月 当社取締役会議長 代表執行役社長 兼 CEO 平成18年10月 ソフトバンクテレコム株式会社(注2)代表取締役社長 兼 CEO(現任) 平成19年6月 当社代表取締役社長 兼 CEO(現任) 平成22年6月 Wireless City Planning株式会社代表取締役社長(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
取締役副社長兼COO(代表取締役)		宮内 謙	昭和24年11月1日生	昭和52年2月	社団法人日本能率協会入職	
				昭和59年10月	株式会社日本ソフトバンク(現ソフトバンク株式会社)入社	
				昭和63年2月	同社取締役	
				平成5年4月	同社常務取締役	
				平成11年9月	ソフトバンク・コマース株式会社(注1)代表取締役社長	
				平成12年6月	ソフトバンク株式会社取締役(現任)	
				平成16年2月	ソフトバンクBB株式会社(注1)取締役副社長兼COO	
				平成16年7月	日本テレコム株式会社(注2)取締役	
				平成16年9月	BBモバイル株式会社取締役(現任)	
				平成18年4月	当社取締役執行役副社長兼COO 営業・マーケティング統括本部長	
				平成18年10月	ソフトバンクテレコム株式会社(注2)代表取締役副社長兼COO(現任)	
				平成18年10月	当社取締役執行役副社長兼COO 営業・マーケティング統括マーケティング担当	
				平成19年3月	当社取締役代表執行役副社長兼COO 営業・マーケティング統括マーケティング担当	
				平成19年6月	当社代表取締役副社長兼COO 営業・マーケティング統括	
				平成19年6月	ソフトバンクBB株式会社代表取締役副社長兼COO(現任)	
				平成21年5月	当社代表取締役副社長兼COO マーケティング統括	
				平成22年5月	当社代表取締役副社長兼COO(現任)	
				平成22年8月	株式会社ウィルコム管財人(現任)	
				平成22年11月	同社代表取締役社長(現任)	
				平成24年4月	ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社代表取締役社長兼CEO(現任)	
平成24年6月	ヤフー株式会社取締役(現任)					

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
取締役専務執行役員 兼 CTO	技術統括	宮川 潤一	昭和40年12月1日生	平成3年12月	株式会社ももたろうインターネット 代表取締役社長	
				平成12年6月	名古屋めたりっく通信株式会社(注1) 代表取締役社長	
				平成13年10月	ビー・ビー・テクノロジー株式会社 (注1) 社長室長	
				平成14年1月	東京めたりっく通信株式会社(注1) 代表取締役社長	
				平成14年1月	大阪めたりっく通信株式会社(注1) 代表取締役社長	
				平成14年4月	株式会社ディーティーエイチマーケティング(注1) 代表取締役社長	
				平成14年8月	ヴォックスネット株式会社(現 モバイルテック株式会社) 代表取締役社長(現任)	
				平成15年8月	ソフトバンクBB株式会社(注1) 取締役	
				平成16年7月	日本テレコム株式会社(注2) 取締役常務執行役	
				平成16年9月	BBモバイル株式会社 取締役(現任)	
				平成18年4月	当社取締役専務執行役 技術統括本部長(CTO)	
				平成18年11月	当社取締役専務執行役 技術副統括ネットワーク統括本部長(CTO)	
				平成19年6月	当社取締役専務執行役員 兼 CTO 技術統括(現任)	
				平成19年6月	ソフトバンクBB株式会社 取締役(現任)	
平成19年6月	ソフトバンクテレコム株式会社 取締役(現任)					
平成22年11月	株式会社ウィルコム 取締役(現任)					

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有 株式数 (株)
取締役専 務執行役 員 兼 CFO	財務統括	藤原 和彦	昭和34年11月2日 生	昭和57年4月	マツダ株式会社入社	
				平成13年4月	ソフトバンク株式会社入社	
				平成13年9月	同社関連事業室長	
				平成15年6月	ソフトバンクBB株式会社(注1) 出向 経営企画本部 本部長	
				平成16年4月	同社管理部門統括CFO	
				平成16年11月	同社取締役CFO	
				平成17年5月	日本テレコム株式会社(注2) 取締 役(現任)	
				平成18年4月	当社常務執行役 財務本部長(CFO)	
				平成19年6月	当社取締役常務執行役員 兼 CFO 財 務統括	
				平成19年6月	ソフトバンクBB株式会社取締役 (現任)	
平成23年11月	株式会社ウィルコム取締役(現任)					
平成24年6月	当社取締役専務執行役員 兼 CFO 財 務統括(現任)					

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
取締役専務執行役員	営業統括	久木田 修一	昭和39年3月12日生	昭和62年4月 平成11年12月 平成16年3月 平成16年4月 平成16年6月 平成16年12月 平成18年4月 平成18年7月 平成19年6月 平成19年6月 平成19年10月 平成22年5月 平成23年1月 平成24年6月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 株式会社光通信 専務取締役 ソフトバンクBB株式会社(注1)入社 同社ビジネスパートナー営業統括 ビジネスパートナー営業本部 本部長 同社ビジネスパートナー営業統括 統括担当 日本テレコム株式会社(注2)おと くライン事業統括本部付営業担当 上席執行役員 当社執行役 事業推進本部 副本部長 当社執行役 営業第三本部 本部長 当社常務執行役員 営業・マーケティング副統括 兼 営業第三本部 本部長 ソフトバンクBB株式会社常務執行 役員 ビジネスパートナー営業統括 当社常務執行役員 営業・マーケティング副統括 兼 営業第一本部 本部長 当社常務執行役員 営業統括 兼 営業 推進統括 株式会社ウィルコム取締役(現任) 当社取締役専務執行役員 営業統括 兼 営業推進統括(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
取締役専務執行役員	営業統括	榛葉 淳	昭和37年11月15日生	昭和60年4月	株式会社日本ソフトバンク（現 ソフトバンク株式会社）入社	
				平成11年4月	同社ソフト・ネットワークカンパニーコーポレート営業本部 本部長	
				平成11年10月	ソフトバンク・コマース株式会社（注1）コーポレートチャネル営業本部 本部長	
				平成13年1月	同社取締役	
				平成15年1月	ソフトバンク B B 株式会社（注1）流通営業本部 本部長	
				平成15年6月	ソフトバンク B B 株式会社 コンシューマ第2営業本部 本部長	
				平成16年11月	ソフトバンク B B 株式会社 コンシューマ営業統括	
				平成17年6月	ソフトバンク B B 株式会社 取締役（現任）	
				平成18年4月	当社常務執行役 事業推進本部 本部長	
				平成18年7月	当社常務執行役 営業第二本部 本部長	
				平成19年1月	当社常務執行役 営業・マーケティング副統括 兼 営業第二本部 本部長	
				平成19年6月	当社常務執行役員 営業・マーケティング副統括 兼 営業第二本部 本部長	
				平成21年5月	当社常務執行役員 営業統括	
				平成22年5月	当社常務執行役員 営業統括 兼 マーケティング統括	
平成23年1月	株式会社ウィルコム取締役（現任）					
平成24年6月	当社取締役専務執行役員 営業統括 兼 マーケティング統括（現任）					

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
取締役専務執行役員	営業統括	今井 康之	昭和33年 8月15日生	昭和57年 4月	鹿島建設株式会社入社	
				平成12年 4月	ソフトバンク株式会社入社	
				平成16年12月	ソフトバンク B B 株式会社 (注1) パートナー営業本部 本部長	
				平成19年 7月	ソフトバンク B B 株式会社執行役員 パートナー営業本部 本部長	
				平成19年10月	当社執行役員 営業第三本部 本部長	
				平成20年 4月	ソフトバンクテレコム株式会社常務 執行役員 パートナー営業本部 本部長	
				平成20年 4月	ソフトバンク B B 株式会社常務執行 役員 パートナー営業本部 本部長	
				平成20年 4月	当社常務執行役員 営業第三本部 本部長	
				平成20年 4月	ソフトバンクテレコムパートナーズ 株式会社代表取締役社長(現任)	
				平成20年 7月	ソフトバンクテレコム株式会社常務 執行役員 営業統括副統括担当	
				平成20年 7月	ソフトバンク B B 株式会社常務執行 役員 ビジネスパートナー営業統括 副統括担当 パートナー営業本部 本部長	
				平成21年 5月	ソフトバンクテレコム株式会社常務 執行役員 営業統括	
				平成21年 5月	ソフトバンク B B 株式会社常務執行 役員 パートナー営業本部 本部長	
				平成21年 5月	当社常務執行役員 営業統括	
				平成21年 6月	ソフトバンクテレコム株式会社取締役 (現任)	
				平成23年 1月	株式会社ウィルコム取締役(現任)	
				平成24年 6月	当社取締役専務執行役員 営業統括 (現任)	
				平成24年 6月	ヤフー株式会社取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
取締役		笠井 和彦	昭和12年1月16日生	昭和34年4月 平成4年5月 平成10年4月 平成10年6月 平成12年6月 平成16年7月 平成17年1月 平成17年6月 平成18年4月	株式会社富士銀行入行 同行副頭取 安田信託銀行株式会社(現 みずほ信託銀行株式会社)顧問 同社取締役会長 ソフトバンク株式会社取締役(現任) 日本テレコム株式会社(注2)取締役(現任) 福岡ソフトバンクホークス株式会社代表取締役社長 兼 オーナー代行(現任) 福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社社会長 兼 代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	
取締役		後藤 芳光	昭和38年2月15日生	昭和62年4月 平成12年6月 平成12年10月 平成12年12月 平成16年9月 平成18年1月 平成18年4月 平成21年5月 平成22年6月 平成22年11月 平成23年6月 平成23年6月 平成24年7月	安田信託銀行株式会社(現 みずほ信託銀行株式会社)入社 ソフトバンク株式会社入社 同社財務部長 ソフトバンク・テクノロジー株式会社監査役(現任) B Bモバイル株式会社監査役 ソフトバンク株式会社財務部長 兼 関連事業室長 当社取締役(現任) ソフトバンク株式会社財務部長 Wireless City Planning株式会社監査役(現任) 株式会社ウィルコム監査役(現任) アリババ株式会社監査役(現任) ソフトバンク・テクノロジー株式会社監査役(現任) ソフトバンク株式会社常務執行役員財務部長(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
監査役		笠原 諄一	昭和22年4月5日生	昭和46年4月 平成6年2月 平成8年4月 平成10年4月 平成12年11月 平成16年6月 平成18年2月 平成19年8月 平成21年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成23年6月	株式会社富士銀行入行 同行松戸支店長 同行雷門支店長 株式会社東京精密管理部長 株式会社ツガミ理事管理部長 株式会社ツガミマシナリー専務取締役 株式会社ツガミ顧問 当社常勤監査役(現任) ソフトバンクテレコム株式会社監査役(現任) モバイルテック株式会社監査役 B Bモバイル株式会社監査役 モバイルテック株式会社常勤監査役(現任) B Bモバイル株式会社常勤監査役(現任)	
監査役		片貝 義人	昭和26年4月24日生	昭和48年4月 平成14年4月 平成15年10月 平成17年7月 平成18年4月 平成22年5月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年11月 平成23年6月 平成23年6月	沖電気工業株式会社入社 ジェイフォン株式会社 ^(注3) サービス開発部長 (旧)ボーダフォン株式会社 ^(注3) 開発統括部長 当社常務業務執行役員 兼 プロダクト・サービス開発本部副本部長 当社執行役員 兼 プロダクト・サービス本部副本部長 当社執行役員 Wireless City Planning株式会社常勤監査役(現任) 当社常勤監査役(現任) 株式会社ウィルコム監査役(現任) モバイルテック株式会社監査役(現任) B Bモバイル株式会社監査役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
監査役		今井 一彦	昭和22年11月1日生	昭和45年4月 平成2年2月 平成4年5月 平成8年11月 平成10年5月 平成12年4月 平成14年1月 平成16年2月 平成19年6月 平成20年6月 平成21年7月 平成22年6月 平成23年6月 平成23年6月	株式会社富士銀行入行 同行本八幡支店長 同行ミラノ支店長 タイ富士金融証券会社社長 株式会社富士銀行成増支店長 北川工業株式会社出向 国際部長 三洋信販株式会社事業開発部長 同社監査部長 同社執行役員リスク統括部担当 同社常勤監査役 三洋信販債権回収株式会社(現 アピリオ債権回収株式会社)顧問 ソフトバンクBB株式会社監査役 当社監査役(現任) ソフトバンクBB株式会社常勤監査役(現任)	
監査役		松山 彰	昭和24年10月17日生	昭和48年4月 平成14年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成20年4月 平成20年4月 平成22年4月 平成22年4月 平成22年4月 平成23年6月 平成23年6月 平成23年6月	日産自動車株式会社入社 当社情報システム本部スタッフオペレーション部長 ソフトバンクテレコム株式会社総務統括部統括部長 当社出向 総務本部副本部長 ソフトバンクBB株式会社出向 総務本部副本部長 ソフトバンクテレコム株式会社総務本部副本部長 当社出向 総務本部担当部長 ソフトバンクBB株式会社出向 総務本部担当部長 ソフトバンクテレコム株式会社総務本部担当部長 ソフトバンクテレコム株式会社常勤監査役(現任) 当社監査役(現任) ソフトバンクBB株式会社監査役(現任)	
計						

(注)

- ビー・ビー・テクノロジー株式会社は、平成15年1月7日付でソフトバンクネットワークス株式会社、ソフトバンク・イーシーホールディングス株式会社及びソフトバンク・コマース株式会社を吸収合併し、商号をソフトバンクBB株式会社に変更しました。

ソフトバンクＢＢ株式会社は、平成15年3月26日付で、株式会社ディーティーエイチマーケティング、東京めたりっく通信株式会社、名古屋めたりっく通信株式会社及び大阪めたりっく通信株式会社を吸収合併しております。また、同社は、平成17年12月1日付で会社分割により新設会社ソフトバンクＢＢ株式会社を設立し、商号をＢＢテクノロジー株式会社に変更しました。

ＢＢテクノロジー株式会社は、平成19年3月31日付でソフトバンクＢＢ株式会社と合併し、商号をソフトバンクＢＢ株式会社に変更しております。

2. 日本テレコム株式会社は、平成18年10月1日付で商号をソフトバンクテレコム株式会社に変更しました。また、同社は、平成19年2月1日付でソフトバンクテレコム販売株式会社との合併により消滅し、ソフトバンクテレコム販売株式会社は、商号をソフトバンクテレコム株式会社に変更しております。
3. ジェイフォン株式会社は、平成15年10月1日付で（旧）ボーダフォン株式会社に変更しております。
また、当社は、平成16年10月1日付で被合併会社であるボーダフォン株式会社との合併に伴い、商号をボーダフォン株式会社に変更し、さらに平成18年10月1日付でソフトバンクモバイル株式会社に変更いたしました。合併前のボーダフォン株式会社と合併後のボーダフォン株式会社との区別を明確にするため、合併前の会社名は（旧）の文字を付して記載しております。
4. 監査役笠原諄一氏及び今井一彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2)【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の第26期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）に関する財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）及び「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第26期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の計算書類について、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、本書に記載する当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	注記 番号	第26期事業年度 (平成24年3月31日)	構成比 (%)
資産の部			
固定資産			
電気通信事業固定資産			
有形固定資産			
機械設備		1,241,069	
減価償却累計額		533,161	
機械設備(純額)	1	707,907	
空中線設備		405,909	
減価償却累計額		184,891	
空中線設備(純額)	1	221,017	
市内線路設備		4,387	
減価償却累計額		1,427	
市内線路設備(純額)		2,960	
市外線路設備		11,338	
減価償却累計額		6,597	
市外線路設備(純額)		4,740	
土木設備		3,906	
減価償却累計額		1,556	
土木設備(純額)		2,349	
建物		36,770	
減価償却累計額		15,255	
建物(純額)	1	21,514	
構築物		29,630	
減価償却累計額		21,040	
構築物(純額)	1	8,589	
機械及び装置		3	
減価償却累計額		2	
機械及び装置(純額)		0	
車両		1,729	
減価償却累計額		845	
車両(純額)		883	
工具、器具及び備品		51,901	
減価償却累計額		35,469	
工具、器具及び備品(純額)	1	16,431	
土地		9,551	
建設仮勘定	1	49,634	
有形固定資産合計		1,045,580	34.6

(単位：百万円)

	注記 番号	第26期事業年度 (平成24年3月31日)	構成比 (%)
無形固定資産			
施設利用権		666	
ソフトウェア	1	278,823	
その他の無形固定資産	1	9,640	
無形固定資産合計		289,130	9.6
電気通信事業固定資産合計		1,334,711	44.1
投資その他の資産			
投資有価証券		703	
関係会社株式		2,066	
出資金		0	
関係会社長期貸付金	3	794,111	
長期前払費用	1	33,050	
繰延税金資産		32,648	
その他の投資及びその他の資産		23,400	
貸倒引当金		11,407	
投資その他の資産合計		874,573	28.9
固定資産合計		2,209,284	73.1
流動資産			
現金及び預金		49,532	
売掛金		492,596	
未収入金		49,185	
商品		30,016	
貯蔵品		2,193	
前渡金		1,989	
前払費用		13,374	
繰延税金資産		25,807	
短期貸付金	2, 3	155,000	
その他の流動資産		27,659	
貸倒引当金		33,148	
流動資産合計		814,208	26.9
資産合計		3,023,492	100.0

(単位：百万円)

	注記 番号	第26期事業年度 (平成24年3月31日)	構成比 (%)
負債の部			
固定負債			
リース債務		316,842	
退職給付引当金		2,760	
ポイント引当金		32,074	
長期未払金	1	58,122	
その他の固定負債		4,803	
固定負債合計		414,602	13.7
流動負債			
買掛金		120,494	
短期借入金		158	
リース債務		126,882	
未払金	1、2	641,699	
未払費用		3,016	
未払法人税等		31,837	
前受金		9,506	
預り金		406	
賞与引当金		6,141	
その他の流動負債		614	
流動負債合計		940,757	31.1
負債合計		1,355,359	44.8
純資産の部			
株主資本			
資本金		177,251	5.9
資本剰余金			
資本準備金		297,898	
その他資本剰余金		89,586	
資本剰余金合計		387,485	12.8
利益剰余金			
利益準備金		8,302	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,094,781	
利益剰余金合計		1,103,083	36.5
株主資本合計		1,667,820	55.2
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		312	
評価・換算差額等合計		312	0.0
純資産合計		1,668,132	55.2
負債・純資産合計		3,023,492	100.0

【損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	第26期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	百分比 (%)
電気通信事業営業損益			
営業収益			
音声伝送収入		643,893	
データ伝送収入		789,487	
営業収益合計		1,433,380	66.0
営業費用			
営業費		589,137	
施設保全費		108,642	
管理費		34,481	
減価償却費		192,757	
固定資産除却費		12,961	
通信設備使用料		131,352	
租税公課		24,269	
営業費用合計		1,093,601	50.3
電気通信事業営業利益		339,779	15.6
附帯事業営業損益			
営業収益		739,770	34.0
営業費用		662,278	30.4
附帯事業営業利益		77,492	3.6
営業利益		417,271	19.2
営業外収益			
受取利息	1	24,841	
雑収入		4,914	
営業外収益合計		29,755	1.4
営業外費用			
支払利息		43,550	
債権売却損		8,353	
借入金関連手数料		6,606	
雑支出		5,284	
営業外費用合計		63,796	2.9
経常利益		383,231	17.6
特別利益			
関係会社未計上受取利息一括計上額	2	220,480	
特別利益合計		220,480	10.1
特別損失			
関係会社株式評価損		102	
特別損失合計		102	0.0
税引前当期純利益		603,609	27.8
法人税、住民税及び事業税		140,887	6.5
法人税等調整額		30,604	1.4
法人税等合計		171,492	7.9
当期純利益		432,117	19.9

(電気通信事業営業費用明細表)

(単位：百万円)

区分	第26期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
	事業費	管理費	計
人件費	39,209	8,990	48,200
経費	626,391	25,490	651,882
消耗品費	10,775	1,031	11,807
借料・損料	28,856	8,387	37,244
保険料	327	175	502
光熱水道料	15,183	1,109	16,292
修繕費	17,099	39	17,060
旅費交通費	1,724	642	2,367
通信運搬費	8,645	1,435	10,081
広告宣伝費	22,352		22,352
交際費	121	20	141
厚生費	23	379	402
作業委託費	65,281	4,147	69,429
雑費	456,000	8,199	464,200
回線使用料	12,443		12,443
貸倒損失	19,734		19,734
小計	697,779	34,481	732,260
減価償却費			192,757
固定資産除却費			12,961
通信設備使用料			131,352
租税公課			24,269
合計			1,093,601

- (注) 1. 「事業費」とは、「管理費」を除く「営業費」、「施設保全費」であります。
 2. 「人件費」には退職給付費用が255百万円含まれております。
 3. 「雑費」には、代理店手数料が含まれております。
 4. 「貸倒損失」には、貸倒引当金繰入額が含まれております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第26期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
株主資本		
資本金		
当期首残高	177,251	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	177,251	
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	297,898	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	297,898	
その他資本剰余金		
当期首残高	89,586	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	89,586	
資本剰余金合計		
当期首残高	387,485	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	387,485	
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	8,302	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	8,302	
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	662,664	
当期変動額		
当期純利益	432,117	
当期変動額合計	432,117	
当期末残高	1,094,781	
利益剰余金合計		
当期首残高	670,966	
当期変動額		
当期純利益	432,117	
当期変動額合計	432,117	
当期末残高	1,103,083	

(単位：百万円)

	第26期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
株主資本合計		
当期首残高	1,235,703	
当期変動額		
当期純利益	432,117	
当期変動額合計	432,117	
当期末残高	1,667,820	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	284	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28	
当期変動額合計	28	
当期末残高	312	
評価・換算差額等合計		
当期首残高	284	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28	
当期変動額合計	28	
当期末残高	312	
純資産合計		
当期首残高	1,235,987	
当期変動額		
当期純利益	432,117	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28	
当期変動額合計	432,145	
当期末残高	1,668,132	

【継続企業の前提に関する事項】

第26期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	第26期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を含む） 定額法により償却しております。</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を含む） 定額法により償却しております。</p> <p>(3)長期前払費用 均等償却しております。</p>
2. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>(1)子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2)その他有価証券 ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、期中の売却原価は移動平均法により算定）によっております。 ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
3. たな卸資産の評価基準および評価方法	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異および過去勤務債務については、発生年度において費用処理しております。なお、退職一時金制度を変更し、支給対象期間は平成19年3月31日までとなっております。</p> <p>(3)ポイント引当金 将来の「ソフトバンクポイントプログラム」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌期以降利用されると見込まれるポイントに対する所要額を見積計上しております。</p>

項目	第26期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	(4)賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
6.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2)連結納税制度の適用 B Bモバイル株式会社を連結納税親法人とした連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

第26期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
該当事項はありません。

【表示方法の変更】

第26期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
該当事項はありません。

【会計上の見積りの変更】

第26期事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当社が保有する機械設備および空中線設備は、平成24年度において900MHz帯の通信ネットワーク構築により一部設備の取替えを予定していることから、当事業年度において、通信ネットワーク構築に伴い利用不能となる資産について耐用年数を平成24年2月から14ヶ月に短縮し、将来にわたり変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ3,315百万円減少しております。

【追加情報】

第26期事業年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第26期事業年度 (平成24年3月31日)	
1. 割賦払いによる所有権留保資産	
(所有権が留保されている資産)	
機械設備	50,720 百万円
空中線設備	4,207
建物	14
構築物	44
工具、器具及び備品	6
建設仮勘定	210
ソフトウェア	17,006
その他の無形固定資産	36
長期前払費用	246
合計	<u>72,494</u>
(未払金残高)	
長期未払金	58,037 百万円
未払金	16,208
合計	<u>74,245</u>
2. 関係会社に対する資産および負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている主なものは、次のとおりであります。	
短期貸付金	155,000 百万円
未払金	119,382 百万円
3. 貸出コミットメント(貸手側)	
当社は、親会社および子会社との間に貸出コミットメント契約を締結しております。	
当契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	1,200,500 百万円
貸出実行残高	949,111 百万円
差引	<u>251,388 百万円</u>

(損益計算書関係)

第26期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1. 営業外収益のうち関係会社との取引により発生した主なもの 受取利息	24,820 百万円
2. 関係会社未計上受取利息一括計上額	
<p>当社は平成18年11月にみずほ信託銀行株式会社から借り入れた長期借入金（以下、S B Mローン）を当事業年度に完済し、当社の借入金に係る財務制限条項が解除されたことに伴い、当社の親会社であるB B モバイル株式会社（以下、B B モバイル）に対する長期貸付金（以下、B B Mローン）の受取利息のうち、貸付時から財務制限条項解除時までの期間における未計上額220,480百万円を特別利益に計上しております。</p> <p>B B モバイルは当社の株式のみを所有する持株会社であり、当社に対する借入金の返済および利息の支払は、当社からの配当等を原資とすることが予定されております。</p> <p>B B Mローンの契約内容は、当社のS B Mローン契約の内容と関連付けられており、当社がローン全額を返済するまでの期間においては、B B Mローンの契約上、B B モバイルによる元本の返済および利息の支払が長期間予定されていないため、会計上は収益が実現していないものとみなし、平成18年11月の貸付時より受取利息を計上しておりませんでした。</p> <p>平成20年4月からB B モバイルを連結納税親法人とした連結納税制度を適用したことにより、当社は連結法人税の当社負担額をB B モバイルに支払うため、同社に利息の支払原資が生じることから、当社は利息の回収見込額に限り、受取利息を計上しておりました。</p> <p>当事業年度において当社はS B Mローンを完済し、財務制限条項の解除をもってB B モバイルに対する長期貸付金の未収利息は実質的に回収可能性があるものと判断し、従来未計上であった受取利息220,480百万円を特別利益に計上するとともに、財務制限条項解除時以降の期間にかかる受取利息については営業外収益に計上しております。</p>	

(株主資本等変動計算書関係)

第26期事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,092,122	-	-	4,092,122
第一種優先株式	1,335,771	-	-	1,335,771
合計	5,427,893	-	-	5,427,893

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	601,320(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	601,320		
所有株券等の合計数	601,320		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数800個を含めております。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

（平成25年4月1日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	601,320(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	601,320		
所有株券等の合計数	601,320		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数800個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成25年4月1日現在)

氏名又は名称	ソフトバンクBB株式会社
住所又は所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号
職業又は事業の内容	ADSL事業、FTTH事業、コンテンツサービス事業、流通事業など
連絡先	連絡者 ソフトバンクモバイル株式会社 財務部 清水 哲也 連絡場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 電話番号 03(6889)6324
公開買付者との関係	公開買付者との間で、対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(平成25年4月1日現在)

氏名又は名称	宮内 謙
住所又は所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	ソフトバンク株式会社 取締役 モバイルテック株式会社 取締役 BBモバイル株式会社 取締役 公開買付者 代表取締役副社長 兼COO
連絡先	連絡者 ソフトバンクモバイル株式会社 財務部 清水 哲也 連絡場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号 電話番号 03(6889)6324
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者の役員

(平成25年4月1日現在)

氏名又は名称	株式会社ハーティス
住所又は所在地	東京都品川区西五反田二丁目6番3号
職業又は事業の内容	資産運用業務、経営コンサルティング業務
連絡先	連絡者 株式会社ハーティス 藤本 雄師 連絡場所 東京都品川区西五反田二丁目6番3号 電話番号 080(2072)4527
公開買付者との関係	公開買付者との間で、対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

ソフトバンク B B 株式会社

(平成25年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	387,440(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	387,440		
所有株券等の合計数	387,440		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

宮内 謙

(平成25年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	800(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	800		
所有株券等の合計数	800		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 宮内 謙は小規模所有者に該当いたしますので、宮内 謙の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

株式会社ハーティス

(平成25年4月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	213,080(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	213,080		
所有株券等の合計数	213,080		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社の最終親会社であるソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏は、対象者の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表取締役を務める、対象者の第2位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社であるハーティスとの間で、平成25年4月1日付で本覚書を締結し、ハーティスが、孫ホールディングスからハーティス所有の対象者株式に係る質権実行の猶予を受けるために、平成25年4月1日を効力発生日として、対象者の株主総会において孫正義氏の指図するところに従ってその所有する全ての対象者株式に係る議決権を行使する旨を合意しているとのことです。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

当社と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

決算年月	平成22年3月期 (第24期)	平成23年3月期 (第25期)	平成24年3月期 (第26期)
対象者からの仕入		45	0
対象者への売上	3	7	5

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

但し、当社と対象者の代表取締役会長を務める孫泰蔵氏が議決権の100%を間接所有するハーティスとの間の取引金額は以下のとおりです。

取引の内容

(単位：百万円)

決算年月	平成22年3月期 (第24期)	平成23年3月期 (第25期)	平成24年3月期 (第26期)
当社からハーティスへの業務委託料の支払			30

期末残高

(単位：百万円)

決算年月	平成22年3月期 (第24期)	平成23年3月期 (第25期)	平成24年3月期 (第26期)
当社からハーティスへの未払金			2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役社長兼CEO 孫 正義の近親者であり対象者の代表取締役会長を務める孫泰蔵氏が議決権の100%を間接所有しております。
2. ハーティスに対する業務委託料の支払いについては、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者はアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を得ながら、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、当社が対象者の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、ゲーム開発会社としての対象者の独立性が尊重されるとともに、現経営体制（役員構成）がそのまま維持されることから、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、平成25年3月25日開催の取締役会において、決議に出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。一方で、本公開買付け価格に関しては、当社と応募合意株主であるアジアングループとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である孫泰蔵氏は、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏の指図するところに従って対象者株式の議決権を行使する旨を本覚書において合意しているハーティスの代表取締役を務めているため、また、大庭則一氏は、当社の最終親会社に当たるソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役7名のうち上記2名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏は、対象者の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表取締役を務める、対象者の第2位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社であるハーティス（所有株式数：213,080株、所有割合：18.50%）との間で、平成25年4月1日付で対象者株式に関し、本覚書を締結しているとのことです。本覚書においては、孫正義氏が取締役を務め、その資産管理会社である孫ホールディングスから、ハーティス所有の対象者株式に係る質権実行の猶予を受けるために、ハーティスは、平成25年4月1日を効力発生日として、対象者の株主総会において孫正義氏の指図するところに従ってその所有する全ての対象者株式に係る議決権を行使する旨を合意しているとのことです。この点、ソフトバンクは平成26年3月期第1四半期から国際財務報告基準（IFRS）を適用しており、その結果、本覚書の効力発生により、ソフトバンクが全ての議決権を所有するソフトバンクBB（所有株式数：387,440株、所有割合：33.63%）及びソフトバンクと緊密な関係がある孫正義氏と合わせて、対象者株式の議決権の過半数（ソフトバンクBB及びハーティスの所有株式数の合計600,520株に係る議決権：600,520個、議決権所有比率：52.13%）を占めることになるため、対象者はソフトバンクの連結対象となっております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) 市場						
	平成24年 9月	平成24年 10月	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月	平成25年 3月
最高株価(円)	320,000	418,000	669,000	933,000	1,979,000	3,075,000	4,840,000 434,000
最低株価(円)	221,300	312,500	375,000	582,000	796,000	1,254,000	2,811,000 365,000

(注) 平成25年3月については、3月29日までのものです。また、平成25年3月の月別最高・最低株価のうち、無印は対象者株式分割による権利落ち前の株価であり、印は権利落ち後の株価であります。なお、対象者株式分割希薄化後株価では上記の J A S D A Q 市場における株価は以下のとおりとなります。

(参考情報)

月別	平成24年 9月	平成24年 10月	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月	平成25年 3月
最高株価(円)	32,000	41,800	66,900	93,300	197,900	307,500	484,000 434,000
最低株価(円)	22,130	31,250	37,500	58,200	79,600	125,400	281,100 365,000

(注) 平成25年3月については、3月29日までのものです。なお、平成25年3月の月別最高・最低株価のうち、無印は対象者株式分割希薄化後株価であり、印は J A S D A Q 市場における権利落ち後の株価であります。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の 割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対 する所有株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日） 平成24年 3月29日関東財務局長に
提出

事業年度 第16期（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日） 平成25年 3月22日関東財務局長に
提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書（第15期有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年 5月10日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
（東京都千代田区丸の内三丁目 8 番 1 号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号）

5 【その他】

(1) 株式分割

対象者株式分割プレスリリースによれば、平成25年 4月 1日を効力発生日として、1株につき10株の割合を
もって対象者株式分割を行うことを決定したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照く
ださい。

(2) 平成25年2月度月次単体売上高速報値

対象者は、平成25年3月25日に「平成25年2月度月次単体売上高速報値に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、本公開買付けに対し賛同の意を表明し、本公開買付けを実施するに当たり、以下の事項が重要事項に該当することと認識するため、お知らせするとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成25年2月度月次単体売上高速報値：10,000百万円（前年同月比1,280.0%増）

上記数値は速報値であり、監査法人の監査を受けておりませんので修正する可能性があるとのことです。将来数値は様々な不確定要素が内在しており、上記の業績が継続することを保証するものではないとのことです。